

茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程

平成 19 年 3 月 29 日

訓令第 3 号

改正 平成 21 年 3 月 31 日 訓令第 3 号

改正 平成 21 年 5 月 19 日 訓令第 5 号

改正 平成 22 年 2 月 25 日 訓令第 2 号

改正 平成 22 年 6 月 30 日 訓令第 5 号

改正 平成 27 年 3 月 27 日 訓令第 2 号

改正 平成 28 年 3 月 1 日 訓令第 3 号

改正 平成 29 年 3 月 23 日 訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の嘱託員の任用、報酬、勤務時間その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「嘱託員」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の職員をいう。

(任用)

第 3 条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当する場合において任用することができる。

- (1) 特定の資格、免許又は特殊の知識、経験、技術、技能を必要とする業務であつて、一般職に属する職員を当該業務に充てることが適当でない場合
- (2) 前号に規定する場合のほか、業務の性格等から嘱託員をもって充てることが適当と認められる場合

(任用期間)

第 4 条 嘱託員の任用期間は、任用開始日の属する会計年度の末日までとする。ただし、特に必要があると認めるときは、その任用期間を 1 年を超えない範囲内で更新することができる。

(欠格事項)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、嘱託員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 広域連合において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(任用の手續)

第6条 人事担当課長は、嘱託員を任用する必要がある場合には、嘱託員任用伺（様式第1号）により広域連合長の承認を受けなければならない。

第7条 人事担当課長は、前条の承認を受けたときは、次に掲げる要件を備える者のうちから、予算の範囲内で嘱託員を任用するものとする。

(1) 職務の遂行に必要な知識、技能、資格又は免許を有していること若しくはその可能性のあること。

(2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

2 人事担当課長は、嘱託員を任用するに当たっては、嘱託員として任用されることを希望する者（次条において「任用希望者」という。）から次に掲げる書類を徴した上で、面接等を行うことにより、その適正を判断しなければならない。

(1) 自筆の履歴書（提出前6か月以内に撮影した上半身脱帽の写真付きのもの）

(2) 前号に掲げるもののほか、人事担当課長が必要と認める書類

第8条 人事担当課長は、前条の規定により、任用希望者のうちから任用しようとする者（以下「任用予定者」という。）を選定したときは、当該任用予定者から次に掲げる書類を徴した上で、その内容について審査しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 身分に関する申立書（様式第3号）

(3) 前号に掲げるもののほか、人事担当課長が必要と認める書類

2 人事担当課長は、前項の規定による書類の審査の結果、適正と認めたときは、速やかに広域連合長に任用予定者の任用の決定について承認を受けなければならない。

3 広域連合長は、前項の規定により任用の決定の承認をしたときは、任用を決定した者に勤務条件通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(任用期間の更新)

第9条 人事担当課長は、第4条ただし書の規定により任用期間の更新をしようとするときは、嘱託員任用期間更新伺（様式第5号）を広域連合長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定により任用期間の更新を承認したときは、任用期間の更新を決

定した嘱託員に勤務条件更新通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（服務）

第10条 嘱託員は、職務を遂行するに当たっては、この規程のほか、法令、条例、規則等に
従い、かつ、人事担当課長及び所属長の指揮監督を受け、その職務上の命令に忠実に従い職
務に専念しなければならない。

2 嘱託員は、広域連合長の許可を受けた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはなら
ない。その職を退いた後も、同様とする。

3 嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

（変更届）

第11条 嘱託員は、次の各号のいずれかに変更を生じたときは、速やかに広域連合長に届け
出なければならない。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 通勤の経路又は方法

(4) その他広域連合長が必要と認める事項

2 前項の届出は、書面により人事担当課長を経由して行うものとする。

（勤務時間の割振り）

第12条 嘱託員の勤務時間は、その者の職務内容を考慮し、第15条で定める休憩時間を除き、
1日につき7時間45分を超えない範囲内で、人事担当課長が割り振るものとする。

（休日）

第13条 嘱託員の勤務時間を割り振らない日（以下「休日」という。）は、次に掲げる日とす
る。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) 前条の規定により勤務時間を割り振られた日（以下「勤務日」という。）が1週間当た
り4日以内の嘱託員については、月曜日から金曜日までの5日間において、人事担当課長
が別に定めた日

2 人事担当課長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある嘱託
員については、前項の規定にかかわらず、休日を別に定めることができる。この場合におい

て、人事担当課長は、あらかじめ広域連合長の承認を受けなければならない。

(休日の振替)

第 14 条 人事担当課長は、嘱託員に前条第 2 項の規定により休日とされた日において公務の運営上の事情により勤務することを命ずる場合には、勤務日を休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第 15 条 嘱託員の休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。

2 人事担当課長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある嘱託員については、前項の規定にかかわらず、休憩時間を別に置くことができる。

3 休憩時間は、賃金計算の対象となる勤務時間以外の時間であって、これに対して報酬を支給しない。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第 16 条 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第 12 条から前条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において嘱託員に勤務することを命ずることができる。

(育児又は介護を行う嘱託員の早出遅出勤務又は深夜勤務若しくは時間外勤務の制限)

第 17 条 嘱託員（人事担当課長の定める嘱託員に限る。）が育児又は介護を行うために早出遅出勤務又は深夜勤務若しくは時間外勤務の制限の請求をする場合は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 8 号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する職員の例による。

(年次休暇)

第 18 条 1 か月間継続勤務した嘱託員（任用期間終了後引き続き任用される者及び 1 週間の勤務日又は勤務時間が 4 日又は 29 時間未満の者の場合は除く。）に対し、翌月から継続勤務した 1 か月につき 1 日の年次休暇を与えるものとする。ただし、任用された日から 6 か月を超えて継続勤務することとなった場合には当該超える期間については、この限りではない。

2 6 か月間継続勤務した嘱託員に対し、前項の規定にかかわらず、継続し、又は分割した別表第 1 に掲げる日数の年次休暇を一の会計年度ごとに与えるものとする。

3 年次休暇の繰越日数は、当該会計年度において新規に付与された日数（繰越分を除く。）を限度として、当該会計年度の年次休暇の残日数を次の会計年度に繰り越すことができる。

4 年次休暇の単位は、1 日とする。ただし、所属長が公務の運営上支障がないと認める場合

は、嘱託員の請求により、1時間を単位とすることができる。

- 5 前項ただし書の規定により時間を単位とする年次休暇を日に換算するときは、当該嘱託員の1日の勤務時間（日によって勤務時間が異なる場合は最も長い勤務時間に相当する時間とし、1時間未満の端数が生じた場合はこれを切り上げて得た時間）をもって1日とする。

（特別休暇）

第19条 広域連合長は、別表第2に掲げる場合には、嘱託員に対して当該各号に掲げる有給の特別休暇を与えることができる。

- 2 前項に掲げるもののほか、広域連合長は、別表第3に掲げる場合には、嘱託員（第6項から第9項までに掲げる場合にあつては、人事担当課長の定める嘱託員に限る。）に対して当該各号に掲げる無給の特別休暇を与えることができる。

- 3 前2項に規定する特別休暇の単位は、1日又は半日（1回の勤務に割り振られた勤務時間が4時間以下の嘱託員にあつては、1日）若しくは1時間とする。

- 4 半日を単位とする特別休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間（割り振られた勤務時間に1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の2分の1の時間を、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について与えることができる。

- 5 第3項の規定により時間を単位とする特別休暇を日に換算するときは、前条第5項の規定を準用し、半日を単位とする特別休暇を日に換算するときは、2回をもって1日とする。

（休暇の手續）

第20条 嘱託員が休暇を受けようとするときは、前日までに、当該休暇に関する事項を記載した休暇簿により、所属長の承認を受けなければならない。ただし、所属長は、前段の規定による承認を受けることができない正当な理由が嘱託員にあったと認める場合には、その期限後においてもこれを受理することができる。

- 2 人事担当課長は、休暇（年次休暇を除く。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（報酬の決定）

第21条 嘱託員に支給する報酬は、報酬基本額及び割増報酬に通勤手当相当額を加算したものとし、その額は、広域連合長が別に定める。

- 2 報酬基本額は、月額とする。

（通勤手当相当額）

第 22 条 通勤手当相当額は、通勤のために自動車その他の交通用具を使用し、又は交通機関を利用して通勤する嘱託員に対して支給する。

2 前項の規定により支給する 1 か月当たりの通勤手当相当額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具又は自転車等交通用具使用者 別表第 4 に掲げる区分に応ずる日額に 1 か月の勤務日数を乗じて得た額（その額が月限度額を超えるときは月限度額）

(2) 路線バス利用者 回数乗車券の通勤所要回数分の運賃に相当する額又は通用期間 1 か月の通勤用定期券の価格（以下「定期券相当額」という。）のうち低廉な方の額

(3) その他の交通機関利用者 通勤所要回数分の運賃の相当額又は定期券相当額のうち低廉な方の額

3 前項に規定する通勤手当相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものとし、片道の通勤距離が 2 キロメートル以上の場合に支給する。

4 月の途中で運賃の改定及び住所の変更等の事由により、運賃の負担額に変更が生じた場合には、当該事由の発生した日から通勤手当相当額を変更して支給する。

（報酬の支払）

第 23 条 嘱託員に支給する報酬の計算期間は、月の初日から末日までとし、翌月の 21 日に通貨で直接その全額を当該嘱託員に支払うものとする。ただし、当該嘱託員から口座振替払を希望する申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項ただし書に定める申出は、口座振替払申出書（様式第 7 号）により行うものとする。

3 第 1 項に規定する報酬の支給日が休日に当たるときは、同項の規定にかかわらず、その日前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。

4 嘱託員が月の途中で任用され、退職し、若しくは解雇され、又は正規の勤務日数を勤務しないときは、日割り計算の方法により算出した額を支給するものとする。この場合の日割り計算の方式は、報酬月額に勤務した日数を乗じ、その額をその月の勤務すべき日数で除して得たものとする。

5 前項の日割り計算の方法により算出した額に円単位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（報酬の減額）

第 24 条 嘱託員が定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、その勤務しない時間 1 時間につき、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額する。ただし、その勤務しない時間が年次休暇又は有給の特別休暇の取得による場合は、報酬を減額しない。

2 前項の対象となる時間数は、その月の勤務しなかった時間数の合計とし、その時間数に 1 時間未満の端数を生じたときは、30 分以上の端数は 1 時間に切り上げ、30 分未満の端数は切り捨てるものとする。

(割増報酬)

第 25 条 嘱託員が正規の勤務時間を超過して勤務した全時間に対し、勤務 1 時間につき次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、勤務 1 時間当たりの報酬額に当該各号に掲げる割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を割増報酬として支給する。

(1) 第 13 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する休日に勤務した場合 100 分の 135

(2) 勤務日に 1 日 7 時間 45 分又は週 38 時間 45 分を超えて勤務した場合 100 分の 125

(3) 前 2 号に掲げる勤務以外の勤務の場合 100 分の 100

2 前項の規定にかかわらず、第 13 条第 2 項の規定により休日を定められた嘱託員の割増報酬については、前項の規定に準じて広域連合長が別に定める。

(勤務 1 時間当たりの報酬額)

第 26 条 嘱託員の勤務 1 時間当たりの報酬額は、第 21 条第 1 項に規定する報酬基本額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 1 週間当たりの勤務時間を 1 週間当たりの勤務日で除して得た数に第 13 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する休日の日数を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

2 前項の規定により勤務 1 時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(旅費)

第 27 条 嘱託員が公務のため旅行するときは、茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 10 号）に規定する広域連合の職員の例による。

(退職)

第 28 条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当したときは退職する。

- (1) 任用期間が満了したとき。
- (2) 退職したい旨の届出を提出し、広域連合長に承認されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。

2 前項第 2 号に規定する退職の届出は、特別の事情がある場合を除き、退職を希望する日の 30 日前までに人事担当課長を経由して広域連合長に提出しなければならない。

(免職)

第 29 条 広域連合長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その意に反して当該嘱託員を免職することができる。

- (1) 人事評価又は職務能率が著しく不良であると認められるとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (3) サービスの規定に違反する行為があったと認められたとき。
- (4) 職制の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたとき。

2 広域連合長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その期間免職しないものとする。

- (1) 嘱託員が、公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のための特別休暇を取得している期間及びその後の 30 日間
- (2) 女性の嘱託員が、産前産後のための特別休暇を取得している期間及びその後の 30 日間

3 広域連合長は、第 1 項の規定により職を免ずる場合は、免職日の 30 日前までに文書をもって当該嘱託員に対し、予告するものとする。

4 前 2 項の規定にかかわらず、嘱託員の責めに帰すべき事由により免職する場合は、直ちに免職することができる。

(社会保険)

第 30 条 嘱託員の社会保険については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

(災害補償)

第 31 条 嘱託員の公務上又は通勤による災害に対する補償については、市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 50 年茨城県市町村総合事務組合条例第 27 号）の定めるところによる。

(健康診断)

第 32 条 広域連合長は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に基づき、嘱託員に対し、次に掲げる健康診断を実施するものとする。

(1) 雇入時健康診断

(2) 定期健康診断

(嘱託員の任用管理等)

第 33 条 人事担当課長は、嘱託員の任用状況等についての記録を管理しなければならない。

(その他)

第 34 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 21 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年訓令第 5 号）

この訓令は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則（平成 22 年訓令第 2 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年訓令第 5 号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の前日に使用されたこの訓令による改正前の茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程別表第 3 の 6 の項の休暇については、この訓令による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程別表第 3 の 6 の項の休暇として使用されたものとみなす。

附 則（平成 27 年訓令第 2 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年訓令第 2 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第18条関係）

必要勤務日数が週 で定められている 嘱託員の週の必要 勤務日数	必要勤務日数が 週以外の期間で 定められている 嘱託員の1年間 の必要勤務日数	勤 続 年 数						
		6か月	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
5日	217日以上	5日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日（1週間の勤 務時間が29時間の 者）	—	5日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日（1週間の勤 務時間が29時間未 満の者）	169日から 216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から 168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から 120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から 72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

別表第2（第19条関係）

事 由	承認を与える期間
1 嘱託員が選挙権その他公民として権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める日又は時間
2 風水震火災その他の非常災害により交通が遮断された場合	その都度必要と認める日又は時間
3 風水震火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	1週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間
4 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合	その都度必要と認める日又は時間
5 嘱託員が裁判員、証人、鑑定人として官公署等に出頭する場合	その都度必要と認める日又は時間
6 嘱託員が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項又は第2項及び市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和50年茨城県市町村組合条例第27号）第19条の規定により、公務災害補償に関する決定についての不服申立人として出頭する場合	その都度必要と認める日又は時間
7 忌引きの場合	付表に定める期間内において必要と認める期間
8 父母の祭日の場合	1日
9 夏季における心身の鍛錬、健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	広域連合長が定める日数

付表

死 亡 し た 者		付 与 日 数
配偶者		10日
血族	1 親等の直系尊属（父母）	7日
	1 親等の卑属（子）	5日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3日
	2 親等の卑属（孫）	1日
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日
姻族	1 親等の直系尊属	3日
	1 親等の卑属	1日
	2 親等の直系尊属	1日
	2 親等の傍系者	1日
	3 親等の傍系尊属	1日

別表第3（第19条関係）

事 由	承認を与える期間
1 嘱託員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める日又は時間
2 嘱託員が私事による負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	2か月を超えない範囲でその都度必要と認める期間
3 嘱託員の出産の場合	その出産の予定日前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
4 妊産婦である嘱託員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことを認められた場合	その都度必要と認める日又は時間
5 嘱託員が生後満1年に達するまでの子（勤務時間条例第7条において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び事項において同じ。）を育てる場合	1日2回それぞれ30分を超えない範囲でその都度必要と認める時間（男子の嘱託員にあっては、その子の当該嘱託員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親であるもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該嘱託員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を越えない時間）
6 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する嘱託員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
7 次に掲げる者（(3)に掲げる者にあつ	一の年度において5日（要介護者が2人以上の

<p>ては、嘱託員と同居しているものに限る。) で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う嘱託員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>(2) 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>(3) 嘱託員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者並びに嘱託員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる子の配偶者及び配偶者の子</p>	<p>場合にあつては、10日)の範囲内の期間</p>
<p>8 要介護者の介護をする嘱託員が、当該介護をするため、嘱託員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる期間</p>	<p>指定期間内において必要と認められる期間</p>
<p>9 要介護者の介護をする嘱託員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該嘱託員について1日に定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>10 嘱託員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>2日を超えない範囲でその都度必要と認める期間</p>
<p>11 嘱託員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>

備考

- この表の7の項において「同居」とは、嘱託員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。
- この表の7の項において「介護その他の世話」とは、要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要

介護者の必要な世話をいう。

別表第4（第22条関係）

区 分	日 額	月 限 度 額
片道 2 km以上 5 km未満	100円	2,000円
片道 5 km以上 10km未満	200円	4,200円
片道 10km以上 15km未満	340円	7,100円
片道 15km以上 20km未満	480円	10,000円
片道 20km以上 25km未満	610円	12,900円
片道 25km以上 30km未満	750円	15,800円
片道 30km以上 35km未満	890円	18,700円
片道 35km以上 40km未満	1,030円	21,600円
片道 40km以上 45km未満	1,160円	24,400円
片道 45km以上 50km未満	1,250円	26,200円
片道 50km以上 55km未満	1,330円	28,000円
片道 55km以上 60km未満	1,420円	29,800円
片道 60km以上	1,500円	31,600円

様式第1号（第6条関係）

嘱託員任用伺

決 裁 区 分	広域 連合長	副広域 連合長				起案日	年 月 日	
						決裁日	年 月 日	
	事務局 局長	事務局 次長	課長	課長 補佐	班長	合 議	人事 担当課	財政 担当課
任用理由						起 案 者	課	
							職	氏名印
上記の理由により任用してよろしいか。								
勤務課所								
職務内容								
任用（予定）期間			年 月 日から			年 月 日まで		
勤務時間及び 休憩時間			時 分から			時 分まで		
休日			〔うち休憩時間 時 分から 時 分まで〕					
報酬基本額			円					
社会保険等			適用無し・適用有り					
予算所要額			予算科目（ . . . ）					
備考								

様式第2号（第8条関係）

誓 約 書

私は、茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員として、良心のみに従って誠実かつ公正に職務を遂行し、下記の事項を遵守することを固く誓います。

記

- 1 茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程その他法令の諸規定に従い、誠実に勤務すること
- 2 履歴書、身分に関する申立書など貴広域連合への提出書類の記載事項は、事実と相違ないこと。
- 3 貴広域連合職員としての信用を失墜するような行為をしないこと。
- 4 職務上知り得た事項を他に漏らさないこと。

年 月 日

氏 名 印

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

身分に関する申立書

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

申立者住所

氏名

印

私が、茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員に任用されるに当たっては、下記のいずれの者にも該当しないことを申し立てます。

記

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 広域連合において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

様式第4号（第8条関係）

勤 務 条 件 通 知 書	
(氏 名) 様	
あなたを茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員として次の条件により任用します。	
任用（予定）期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤 務 課 所	
職 務 内 容	
勤務時間及び 休憩時間	時 分から 時 分まで 〔うち休憩時間 時 分から 時 分まで〕
休 日	
休 暇	(1) 年次休暇 任用後1か月継続勤務した場合は翌月から1か月につき1日付与する。 (2) 特別休暇 有り
報 酬 等	(1) 報酬基本額（月額） 円 (2) 通勤手当相当額 円 (3) 賞与・退職金制度の適用はありません。
報 酬 等 の 支 払	(1) 賃金締切日 毎月末 (2) 賃金支払日 毎月21日 ※ 支払日が休日に当たるときは、その日に最も近い休日でない日に繰り上げて支払います。 (3) 支払方法 ()
社 会 保 険 等	適用無し・適用有り（健康保険・厚生年金保険・雇用保険） ※ 市町村非常勤職員公務災害補償による補償が適用されます。
退職及び免職に関する事項	(1) 自己都合による退職の手続 (退職する30日前までに申し出てください。) (2) 免職の事由 ※ 茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程第24条によります。
その他の事項	茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程に定める事項によります。
年 月 日	
茨城県後期高齢者医療広域連合長 印	

様式第5号（第9条関係）

嘱託員任用期間更新伺

決 裁 区 分	広 域 連 合 長	副 広 域 連 合 長				起案日	年 月 日	
						決裁日	年 月 日	
	事 務 局 長	事 務 局 次 長	課 長	課 補 長 佐	班 長	合 議	人 事 担 当 課	財 政 担 当 課
任 用 期 間 更 新 理 由						起 案 者	課	
							職	氏名印
上記の理由により任用期間を更新してよろしいか。								
被任用者	氏 名		生年月日	年 月 日				
	住 所							
勤 務 課 所								
職 務 内 容								
任用（予定）期間		年 月 日から			年 月 日まで			
勤務時間及び 休憩時間		時 分から			時 分まで			
休 日		〔うち休憩時間 時 分から 時 分まで〕						
報 酬 基 本 額		円						
社 会 保 険 等		適用無し・適用有り						
予 算 所 要 額		予算科目（ . . . ）						
備 考								

様式第6号（第9条関係）

勤 務 条 件 更 新 通 知 書	
(氏 名) 様	
あなたを茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員として次の条件により任用を更新します。	
任用（予定）期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤 務 課 所	
職 務 内 容	
勤務時間及び 休憩時間	時 分から 時 分まで 〔うち休憩時間 時 分から 時 分まで〕
休 日	
休 暇	(1) 年次休暇 有り (日) ・無し (2) 特別休暇 有り
報 酬 等	(1) 報酬基本額（月額） 円 (2) 通勤手当相当額 円 (3) 賞与・退職金制度の適用はありません。
報酬等の支払	(1) 賃金締切日 毎月末 (2) 賃金支払日 毎月21日 ※ 支払日が休日に当たるときは、その日に最も近い休日でない日に繰り上げて支払います。 (3) 支払方法 ()
社 会 保 険 等	適用無し・適用有り（健康保険・厚生年金保険・雇用保険） ※ 市町村非常勤職員公務災害補償による補償が適用されます。
退職及び免職に関する事項	(1) 自己都合による退職の手続 (退職する30日前までに申し出てください。) (2) 免職の事由 ※ 茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程第24条によります。
その他の事項	茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程に定める事項によります。
年 月 日	
茨城県後期高齢者医療広域連合長 印	

様式第7号（第23条関係）

口座振替払申出書

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

郵便番号

住 所

氏 名

印

生年月日

私の報酬等の支払について、茨城県後期高齢者医療広域連合嘱託員の身分取扱いに関する規程第23条第2項の規定に基づき、下記の口座への振替を申し出ます。

記

振込先金融機関		金融機関コード		種別	口座番号
金融機関名	支店名	金融機関	店舗		
				1 普通	
				2 当座	
口座名義人 カタカナ					